

建築保全業務共通仕様書

平成 30 年版

平成 30 年 9 月 12 日 国営保第 22 号
最終改定 令和 2 年 6 月 15 日 国営保第 6 号

この共通仕様書は、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための基準として
制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用
ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

	損傷等の有無の点検		
	④マンホールの密閉状態及び施錠の良否の点検	1 Y	
	⑤はしごの腐食及び取付ボルトのゆるみの有無の確認	1 Y	
3. 付属装置			
a. ボールタップ・定水位弁	① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y	
	② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことの確認	1 Y	
b. 水面制御及び警報装置 (フロートスイッチ・レベルスイッチ・電極棒)	① 汚れ、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無の点検	1 Y	
	③ 作動の良否の点検	1 Y	
c. 塩素滅菌器	ボール弁及びサイホンブレーカーの作動の良否の点検	1 Y	
4. 配管	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	③ 配管支持の固定点の位置が適切か確認	1 Y	
	④ フレキシブルジョイントにより、配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播していないこと。	1 Y	
5. 緊急遮断弁・地震感知器・制御盤(バッテリーなどを含む)	① 変形、腐食、損傷等の有無の確認	1 Y	
	② 作動の良否の確認	1 Y	

4. 5. 2 受水タンク・高置タンクの清掃

受水タンク・高置タンクの清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を遵守し、適切に実施する。

(a) 一般事項は、次による。

- (1) 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- (2) 作業衣及び使用器具は、タンクの清掃専用のものとする。又、作業は衛生的に行われるようにする。
- (3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- (4) 高置タンクがある場合は、当該清掃は受水タンクの清掃と同一の日に行う。
- (5) 清掃の周期は、特記がなければ年 1 回とする。

(b) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和33年法律第79号）等の規定に基づき、適切に処理する。

(c) タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査（5項目の簡易検査）及び残留塩素の測定を行う。なお、長期休止明けに利用する場合は、水質検査（51項目）及び残留塩素の測定を行う。